

福岡県庁 11 階物産観光展示室における外部企画事業実施要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、福岡県商工部観光政策課（以下、「県」という。）が、本県の物産観光の振興、県政への理解促進を図ることを目的に、県庁 11 階物産観光展示室の一部を外部企画事業（物産観光展示室管理運營業務受託事業者以外の者が行う企画展示等）のため開放する場合の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用対象箇所)

第 2 条 外部企画事業を実施することができる箇所は、以下のとおりとする。

- (1) 南棟企画展示コーナー
- (2) 北棟ミニステージ
- (3) 北棟多目的ルーム

(利用対象者)

第 3 条 利用対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 県各課・室又は県内市町村
- (2) 県内で活動している団体（県各課・室又は県内市町村と共催する場合に限る（申請は県各課・室又は県内市町村が行う））

(企画内容)

第 4 条 外部企画事業は、以下のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 本県の物産観光の魅力発信又は県政への理解促進を図る内容であること
- (2) 営利目的ではないこと
- (3) 県各課・室又は県内市町村が主催又は共催する企画事業であること

(利用期間等)

第 5 条 利用期間等は、以下のとおりとする。

- (1) 1 回の外部企画事業で利用できる期間は、原則として南棟企画展示コーナーは 1 か月以上 3 か月以内、北棟ミニステージ及び多目的ルームは 1 週間以内までとする。
- (2) 利用は、原則として、設営及び撤去に要する時間を含め、県庁の開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分とする。

(利用申込み)

第 6 条 利用申込みは、申込者が「県庁 11 階物産観光展示室利用申請書（様式第 1 号）」（以下、「申請書」という。）を次の場所に提出して行うものとする。

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県庁 11 階物産・観光展示室「福岡よかもんひろば」

TEL 092-645-1835、 FAX 092-645-1836、Mail yokamon11f@gmail.com

- 2 申請書の提出時間は、県庁の開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とする。
- 3 南棟企画展示コーナーにあっては、利用希望日の 3 か月前まで、北棟ミニステージ及び多目的ルームにあっては 1 か月前までに申請書を提出するものとする。

(利用承認)

第 7 条 県は、申込みの内容を審査し、利用の承認を決定するものとする。ただし、県が必要

と認める場合は、申込みの内容を変更の上、承認する場合がある。

- 2 県は、前項により利用の承認を決定した場合は、申込者に対して利用承認の通知を行うものとする。

(利用料金)

第 8 条 会場の利用料金は無料とする。

- 2 外部企画事業に要する経費（運搬費、人件費、保険等）については、出展者の負担とする。

(展示物等の販売)

第 9 条 外部企画事業において、展示物等の販売を希望する利用者は、申請書（様式第 1 号）に販売内容等を明記する。

- 2 展示物等の販売に伴う手数料については、徴収しない。
- 3 県は、利用者から展示物等を販売する旨の申請があったときは、次の内容が遵守されることを主催者に確認し、販売内容の可否等を判断する。

- (1) 外部企画事業の一環であること。
- (2) 物産観光の振興、県政の理解促進が目的であり、営利を目的とするものではないこと
- (3) 販売品の配置に美観があり整然としていること
- (4) 販売の勧誘を行わないこと
- (5) 看板等により販売を実施している旨を表示すること
- (6) 販売品ごとに価格表で価格を表示すること
- (7) 消費税等に関する取扱いについて表示すること

(利用承認の取消し及び利用の中止)

第 10 条 利用承認した外部企画事業の内容が以下に該当する場合、県は、利用承認の取り消し、中止、変更を命ずることができる。

- (1) 申込書又は事前の打合せ内容に虚偽の記載、事項があるとき
- (2) 施設の管理運営上、支障があると認められるとき
- 2 前項の場合において、利用者は県に対して損害賠償や損失補償を求めないものとする。

(原状回復)

第 11 条 利用者は利用後、直ちに施設及び備品等を原状に回復しなければならない。

(施設等の破損に伴う利用者の賠償責任)

第 12 条 利用者は、施設又は備品等を破損、滅失又は汚損したときは、直ちに県に届け出なければならない。

- 2 前項の破損等が利用者の故意又は過失によるものであるときは、その回復に要する経費として、県が認定する額を利用者が負担しなければならない。

(県の賠償責任)

第 13 条 施設の利用に際し、利用者が持ち込んだ展示品等の紛失、盗難、破損、その他の事故により生じた損害について、県は賠償の責めを負わない。

(その他の運用等)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、利用者は県の指示に従うものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。